

会則の改正に関するアンケート内の質問に対する回答

Q.なぜ入会届を提出する必要があるの？

A. 個人情報の保護に関する法律 第 23 条にて、“あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない”と明記されたことにより、学校は卒業生の名簿を外部に出せなくなりました。そこで、朋友会に入会してもらうためには、入会届の提出が必要になりました。その時以来 10 年以上にわたり、入会届を提出した人のみが会員として登録されています。

Q.各期代議員の選出方法、定数は？

A. 3 月の臨時総会で議案として提出します。

Q.各期代議員の個人情報の取り扱い、伝達方法、費用負担はどうなっているの？

A. 朋友会は、本人の同意のもとに個人情報のデータを預かっています。従って、朋友会は、本人の同意を得ている住所や電話番号に直接郵送（朋友会負担）をします。返信が必要な場合の費用は朋友会が負担しています。メールやホームページからの問い合わせに関しては、メールアドレスによる送受信を行っています。

各期代表については、3 月の臨時総会の結果により伝達方法等取り決めていきます。

Q.オフィススタッフの選出方法は？

A. オフィスで行っている業務に協力してくれる人を募集しています。

Q.オフィススタッフの必要性、任務は？

A. オフィススタッフの業務は以下です。現在の朋友会の活動は、ほぼすべてオフィスで行っています。

- ・ 情報発信（ホームページ、会報等）
- ・ 出納（オフィスでかかる費用管理）
- ・ ネットワークの構築（学年同窓会・クラス会・部活 OB 会・その他の会等とのつながり、懇親会、未来ナビ、校史資料室、校歌祭、イベント等）
- ・ 会議体運営（総会、役員会、常任幹事会）
- ・ 事務作業（メール送受信、郵送等）

Q.オフィススタッフの位置づけは？役割分担はどうなっているの？

A. オフィススタッフは、朋友会の活動方針に沿って、前述の業務をおこなっています。できる時にできることを協力し合えるように役割分担をしています。

Q. スタッフ人数の指定はないの？

A. 特にありません。皆、仕事をしていたり、大学に通っていたりしている中で協力してくれています。業務量やフリースペースをオープンする回数に見合う人数で行っています。

Q. オフィスの経費が心配です。

A. オフィススタッフは皆ボランティアで業務をおこなっています。

ただし、交通費だけは負担することにしました。

事務作業するためには場所が必要です。費用は公共料金を含め年間約 160 万円となります。

2016 年度の事務局管理費とほぼ同じ額となっています。

Q.事務所の鍵等の保管方法は？

A. 現在は役員が保管しています。

Q. 事務局を移転した事により、利便性、土日夜も使用できるとうたっているが、本当に使用出来るの？

A. オフィスのスタッフがいればいつでも予約できます。土日午後は常時オープンしていますが、その他の時間を使用したい時は、オフィスまでご相談ください。

Q.会費徴収を毎年にする事で徴収の手間と費用が増えるのでは？

A. 会費は「隔年」で徴収することになっていますが、朋友会が「隔年」で徴収しているのではなく、会員個人が「隔年」で納入しているため、朋友会は毎年徴収の手間がかかっています。すなわち、会員は「奇数年／偶数年」で納入している人と、「偶数年／奇数年」で納入している人がいます。さらに、各期でパターンが決まっているわけではなく、個人によって違うため、同じクラスでも「奇数年／偶数年」と「偶数年／奇数年」の両パターンがあります。個人によって会費納入のスタートが異なっているためです。また、年度内で会費徴収が終わるわけではなく、年度が過ぎてからの徴収もあるため、会計上も非常にわかりにくくなっています。

今年度は予想外のデータの不備（保守期限が過ぎていたため、必要なデータを出力できなかった）があったため、個人別にどちらのパターンか不明になってしまいました。2万人を超える会員を一人ひとり手作業でどちらのパターンか確認し、さらに今年度の会費の納入があったかどうか照らし合わせる作業をすれば会則通りできたかもしれませんが、ものすごく膨大な時間がかかることは間違いありませんでしたし、ミスが多発してもおかしくないことでした。さらに個人データを確認する作業になるので、その作業をできる人は限られた人にしかお願いできませんし、学校の事務局にあるデータなので、学校に入れる時間内でしか作業できません。

そこで、現行会則から大きく外れないように会費の徴収方法を「単年で1500円」とすることにして、かつ、会員にも朋友会にもわかりやすいように会員みな同じラインにすることを考えました。

会費の徴収が毎年になることで、手数料の割合は高くなります。ゆうちょの手数は1件につき80円～130円（電信の場合は手数料なし）です。1件1500円の徴収の場合、朋友会が受け取る額は1370～1500円（電信扱いの件数はかなり少ないです）となります。

Q.金額の根拠は？

A. 前述にありますように、今年度は2年で3000円の徴収ができなかったために、現行会則内で規定されている「年額1500円」としました。適正な金額、会費の徴収方法等は今後会員の皆様からのご意見をもとに考えさせていただきます。

Q.事務局の住所を移すと校内幹事の先生方もやりにくいのでは？

A. 今まで、朋友会の業務を学校内で行っていたために、職員であり、かつ朋友会会員の校内幹事の先生方が事務局を手伝っていました。しかし、近ごろでは、県立高校の先生が、公務員でありながら勤務時間内に学校業務以外を行うことが難しくなってきました。

事務局を学校外に置くことにより、先生に負担をかけることなく朋友会の活動を行うことができるようになります。もちろん、学校と朋友会との必要な業務については、学校の外部団体としてお互いに協力できる体制を続けていきます。